

超音波診断装置 賃貸借契約

仕 様 書

令和4年9月

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

1 調達物品名

超音波診断装置（産婦人科外来、病棟）3式

2 納入場所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（沖縄県島尻郡南風原町字新川118-1）

3 賃貸借期間

納品完了日から5年間（60ヶ月間）

4 搬入設置条件

- ①機器の搬入設置、調整等については、当センターの診療業務に支障をきたさないように当センターと調整を行い、そのスケジュールに従い、完了すること。
- ②搬入設置の際、当センター建物の破損に細心の注意を払うこと。建物等に損傷を与えた場合は、納入者の負担により修復すること。

5 保守体制

- ①障害等発生時において、当院が必要とする速やかな復旧等の対応が可能な体制を有していること。
- ②検収後1年間は、通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。
- ③本機器に必要な部品について安定供給が確保されていること。
- ④メンテナンス体制を明確にすること。特に緊急時のサービス体制については、契約時に資料を添付すること。（連絡網、メンテナンス人員、サービス拠点等）

6 提出書類

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課施設担当へ以下の書類を2部提出すること。

提出期限 令和4年10月5日 午後5時

- ①薬機法第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業許可を得ている者であることを証明する書類
- ②カタログ
- ③アフターサービス、メンテナンス体制が整備されていることを証明する書類
- ④その他必要と認めた資料・書類

7 守秘義務

落札者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

8 その他

- ①「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約である。
- ②本契約に係る歳出予算に減額または削除があった場合、当院は契約の一部または全部を解約することができるものとする。その際、違約金等を請求することができないものとする。
- ③賃貸借期間終了後は、無償譲渡すること。
- ④本装置導入に係る送料、設置費用等は全て入札金額に含むこと。